

東京湾海上交通センターに対する位置通報の励行等についての一部改正
について、ご案内

このたび第三管区海上保安本部長より、標記の件につきまして別紙の通り、東京灯標の廃止（平成22年10月1日予定）にともない、位置通報ラインの一部改正についての来報がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、ご関係の各位には位置通報の励行と連絡の保持にご遵守されますようお願い申し上げます。

以上

平成22年9月27日
全国海運組合連合会



三交安第90号
平成22年9月17日

全国海運組合連合会会長 殿

第三管区海上保安本部長
井下田 廣明



東京湾海上交通センターに対する位置通報の励行等について
一部改正について

三交安第46号（平成22年6月30日）関連

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から、当庁が行っております航行安全業務に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り深く感謝しております。

今般、東京灯標の廃止（平成22年10月1日予定）に伴い、位置通報ラインの一部（東京湾北部）を下記のとおり、改正することといたしました。

つきましては、貴傘下の関係各位に対し、周知していただきますとともに別紙「位置通報等について」のとおり、位置通報の励行と連絡の保持についても、あらためて周知していただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

	(新)	(旧)
位置通報 ラインの 名称	位置	位置
東京湾 北部	千葉灯標(北緯35度34分05秒、東経140度02分45秒)から270度に陸岸まで引いた線	千葉灯標(北緯35度34分05秒、東経140度02分45秒)から東京灯標(北緯35度33分58秒、東経139度49分41秒)を経て269度30分、2,600メートルの地点まで引いた線

位置通報等について

1 通報を行う船舶

- (1) 長さ 50 メートル以上の船舶（船舶自動識別装置を搭載し、適切に運用している船舶を除く。）
- (2) 総トン数 100 トン以上であって、最大搭載人員が 30 人以上の船舶。

2 通報を行う時期

最初に通過する位置通報ラインに達したとき。

3 通報の方法及び通報事項

通報は、原則としてVHF無線電話又は電話により次の事項を東京湾海上交通センターに通報することとする。

- (1) 船名及び呼出符号
- (2) 現在位置又は位置通報ラインの略称及び通過時刻
- (3) 行き先

4 位置通報ライン

位置通報ラインの名称	略称	位置
東京湾北部	BN ライン	千葉灯標（北緯 35 度 34 分 05 秒、東経 140 度 02 分 45 秒）から 270 度に陸岸まで引いた線
千葉沖	TW ライン	千葉灯標（北緯 35 度 34 分 05 秒、東経 140 度 02 分 45 秒）から 225 度 15,900 メートルの地点まで引いた線
川崎扇島沖	KE ライン	東燃ゼネラル石油扇島東シーバース灯（北緯 35 度 29 分 11 秒、東経 139 度 47 分 07 秒）から 90 度 9,900 メートルの地点まで引いた線
本牧沖	HE ライン	本牧船舶通航信号所（北緯 35 度 26 分 20 秒、東経 139 度 41 分 23 秒）から 90 度 8,400 メートルの地点まで引いた線
木更津航路	KW ライン	木更津港第五号灯浮標（北緯 35 度 23 分 21 秒、東経 139 度 49 分 51 秒）から同第六号灯浮標（北緯 35 度 23 分 08 秒、東経 139 度 49 分 42 秒）を経て 210 度に木更津港境界線まで引いた線
浦賀水道航路北口	UN ライン	東京湾中ノ瀬B灯標（北緯 35 度 22 分 50 秒、東経 139 度 43 分 04 秒）から 270 度に陸岸まで引いた線
浦賀水道航路西側	UW ライン	横須賀港東北防波堤東灯台（北緯 35 度 19 分 09 秒、東経 139 度 40 分 31 秒）から猿島北端まで引いた線
浦賀水道航路南口	US ライン	浜金谷港防波堤灯台（北緯 35 度 10 分 15 秒、東経 139 度 48 分 58 秒）から 270 度に陸岸まで引いた線

5 東京湾海上交通センターとの連絡の保持

VHF無線電話（CH16、156.8MHz）を備える船舶は、東京湾海上交通センターから航行の安全に関する情報等が提供される場合があるため、航路及び航路に至る主要通航路並びにその周辺海域において、東京湾海上交通センターとの連絡を保持すること。

